

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

No.52

山梨県

資金融資

支援の名称	<p>山梨県商工業振興資金 経済変動対策融資（経済危機・災害復旧関係）</p>
制度の趣旨・背景	<p>災害発生時の企業活動の停止や売上減などに対応した融資制度です。</p>
制度の内容	<p>○事業概要 県と金融機関が協調し、原則として県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。 県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。 金融機関に申し込み、金融機関と県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。</p> <p>○予算（融資枠） 90億円（経済変動対策融資全体の融資枠）</p> <p>○条件等 年利 1.4%、貸付限度額設備運転共 5,000 万円、償還期間設備運転共 10 年以内（据置 1 年以内（融資対象の③にあっては 2 年以内））</p> <p>○主な実績 令和3年度 経済危機・災害復旧関係 280 件、2,765,610 千円</p>
対象となる方	<p>○融資対象 県内に事業所があり、1 年以上事業を営んでいる中小企業者、組合及び NPO 法人で、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 経済産業大臣が指定する地域内において、1 年以上の事業実績があり、災害等の影響を受けた後原則として 1 か月間の売上高等が前年同月比で 20% 以上減少しており、かつ、その後の 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 20% 以上減少することが見込まれる者</p> <p>② 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第 2 条第 1 項の規定に基づく指定区域内において、1 年以上の実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けた者</p> <p>③ 大規模な経済危機又は災害等により、中小企業信用保険法第 2 条第 6 項で定める特例中小企業者として認定を受けた者</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 山梨県 産業労働部 産業振興課 TEL：055-223-1537 E-mail：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp</p> <p>■関連 URL（山梨県の融資制度「商工業振興資金」） https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/sinkousikin/sinkousikin.html</p>